

岐阜県立多治見看護専門学校学則施行細則

(目的)

第1条 この細則は、本校学則に基づき適正な運営管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 学則第7条に定める休業日は、原則として次のとおりとする。

- 一 春季休業（3月21日から4月7日まで）
- 二 夏季休業（7月25日から8月31日まで）
- 三 冬季休業（12月24日から翌年1月7日まで）

(授業時間)

第3条 学則に定める学科目時間数及び実習時間数の他、必要な授業時間数は、毎年度校長が定める。

- 2 講義授業時間の1時間は、45分とし、2時間をもって1時限とする。
- 3 1週間あたりの授業時間数は、30時間程度とする。
- 4 臨地実習時間の1時間は60分とし、1週間あたりの授業時間数は30時間程度とする。

(授業科目の認定)

第4条 出席時間数が授業時間の3分の2に満たない学生でやむを得ない理由があると校長が認めた場合は、当該科目の授業及び実習の不足時間分の補習等をした上で、当該試験を受験させることができる。

(授業科目の評価)

第5条 試験は、各学科目終了ごとに行う。ただし、授業時間数の多い科目にあつては、中間試験を行うことができる。

- 2 再試験（臨地実習については再実習。以下「再実習を含む」という。）については、次の各号による。
 - 一 再試験（再実習を含む）は、前項の学科目試験（中間試験を含む）において不合格になった学生に対して行う。
 - 二 再試験（再実習を含む）については、その点数が、60点を超える場合にあっては、その点数を60点とみなす。
 - 三 再試験（再実習を含む）を受けようとする学生は、再（追）試験願（第1号様式）を校長に提出し、承認を受けなければならない。
 - 四 病気その他やむを得ない理由により、再試験（再実習を含む）を受けられない場合は、その都度審議する。
- 3 追試験（臨地実習については追実習。以下「追実習を含む」という。）については、次の各号による。
 - 一 追試験（追実習を含む）は、病気その他やむを得ない理由により、試験（実習を含む）を受けることができなかつた学生に対して行う。
 - 二 追試験（追実習を含む）を受けようとする学生は、再（追）試験願（第1号様式）を校長に提出し、承認を受けなければならない。

三 追試験（追実習を含む）の評点は、その科目を100点満点として、その点数から2割を減じた点数とし、60点以上を合格とする。

（欠席）

第6条 欠席するときは、事前に連絡をし、事後速やかに欠席届（第2号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、1週間以上の病気又は学則第24条に該当する場合は、医師の診断書を求めることがある。

2 講義授業時間において、45分以内の欠席をした場合は1時間、45分を超える場合は2時間の欠席とする。臨地実習時間においては、60分以内の欠席をした場合は1時間、60分を超えた場合は、欠席した時間を60分で除した時間とし、端数がある場合はこれを1時間とみなす。

（欠席日数に算入しない欠席）

第7条 校長は、学生に対し欠席日数に算入しない欠席を認めるものとし、欠席しようとするとき、学生は校長に欠席届（第2号様式）を提出し、承認を得るものとする。

2 欠席日数に算入しない欠席は、学則第24条による出席停止、就職試験受験、進学試験受験、公共交通機関の事故、ボランティア等の場合とする。

3 学則第24条に該当する感染症による出席停止期間は、医師の診断によるものとする。

（入学試験手続）

第8条 学則第13条で別に定める書類は、次のとおりとする。

一 学則第12条に規定する資格の証明書。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者は、その見込みを証明するもの

二 高等学校の調査書

三 写真

四 志願理由書

五 特別入学試験の場合にあつては、高等学校長の推薦書

2 入学を許可された者で、前項第一号の受験資格を証明する書類がただし書きに該当する者は、入学時までに学則第12条に該当することを証明する書類を校長に提出しなければならない。

（入学試験委員会等）

第9条 学則第15条第2項に規定する入学試験委員会に関する事項は、岐阜県立多治見看護専門学校入学試験実施要領による。

（入学手続）

第10条 学則第15条の合格者は、岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則（昭和51年4月1日規則第37号）別記第1号様式による誓約書のほか、戸籍抄本を校長に提出しなければならない。

（入学前の修得単位の認定）

第11条 学則第11条により入学前の修得単位の認定を申請する者は、単位修得を証明する書類及び当該単位の学習内容を明らかにする資料を校長に提出しなければならない。

2 前項の認定は、学則第8条に定める教育課程の教育内容と同一内容の科目に限る。

(身元保証人)

第12条 学則第19条から第22条に規定する身元保証人は、学則第16条から第18条及び本細則第10条の身元保証人と同一でなければならない。

(職員の所掌事務)

第13条 学則第26条第2項に定める職員の職務は、多治見看護専門学校事務分掌表による。

(委員会及び会議)

第14条 運営会議は、校長、総務課長及び教務主任をもって組織する。

2 前項以外の委員会及び会議は、学校に勤務する職員のうちから、校長が指名する者をもって組織する。

3 委員会及び会議は校長が主宰する。

4 運営会議、職員会議及び入学試験委員会の庶務は、総務課長が行う。その他の会議の庶務は、教務係が行う。

5 前3項の規定にかかわらず、学校運営評価会議の組織及び運営については、別に定める。

(健康管理)

第15条 学則第28条第2項の健康診断における検査又は検診の項目は、次のとおりとする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- 一 身長、体重及び胸囲測定
- 二 視力、聴力及び血圧測定
- 三 胸部レントゲン撮影
- 四 検尿、血液及び血清学的検査

(授業料等)

第16条 学則第29条第2項に規定する費用の額及び徴収方法等は、多治見看護専門学校学年会計事務処理要領による。

附 則

この施行細則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。